

継続審査（車検）用軽自動車税納税証明書の交付について

西東京市内に定置場所のある軽自動車、自動二輪車の継続検査（車検）のときに使用する軽自動車税納税証明書についてご案内します。

・申請方法

車検用納税証明書の申請方法は、つぎの三つの方法があります。

納税課（田無庁舎 4 階）、保谷庁舎総合窓口係（保谷庁舎 1 階）、柳橋・ひばりヶ丘駅前の各出張所の窓口での申請

申請者の身分を証明できるもの（運転免許証、旅券など）軽自動車税を納税してから 20 日以内の場合は念のため領収証書をお持ちください。

受付時間は平日（月曜から金曜）午前 8 時 30 分から午後 5 時。土日祝日、年末年始の閉庁日は取り扱いません。

納税課窓口での申請の場合、概ね 5 分程度で証明書が交付できます。

郵送での申請

便箋に証明を受ける方の住所、氏名、昼間連絡のつく電話番号、証明を受ける車両の標識番号（ナンバー）必要な証明の種類として軽自動車税車検用納税証明書とはっきり明記し、切手を貼って宛名を記入した返信用封筒、軽自動車税を納税してから 20 日以内の場合は念のため領収証書のコピーを同封して、西東京市役所市民部納税課管理係（〒188-8666 住所不要）まで郵送してください。

申請書はホームページ

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/sinseisyo/itiran/zeisyomei/nozei.html> からダウンロードして使用されても結構です。

電子申請

東京電子自治体共同運営サービス内の西東京市軽自動車税継続検査（車検）用納税証明書の電子申請ページから申請ができます。電子申請を利用するには、事前に利用者登録（登録手数料、年会費等無料）が必要です。

利用登録後にサービスにログインし、ナビゲーションに従って必要事項をみれなく入力してください。

電子申請を市役所で受付を行い、交付準備が整ったら審査結果通知兼引換証を送信しますので、引換証を印刷し身分証明書、印鑑を持参のうえ、宿直窓口で証明書の交付を受けてください。

【金融機関で納税されてから、市役所で収納の確認ができるまでには日数がかかります。このため、申請を受け付けても収納の確認ができていない場合は証明書の交付ができません。この場合は、後日再申請を行うか、上記 または の方法で申請してください。】

電子申請にて請求された証明書の交付は平日午後 6 時から午後 8 時、土日祝日午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に田無庁舎の宿直窓口のみで取り扱います。午後 3 時を過ぎて申請された場合及び閉庁日に申請された場合の証明書交付は翌開庁日以降になります。

なお、個人情報保護の観点から、この手続は公的個人認証を利用した本人申請に限ります。公的個人認証については、<http://www.jpki.go.jp> を参照してください。

・交付手数料

車検用納税証明書の交付手数料は無料です。

・問合せ先

西東京市市民部納税課管理係 TEL 042-464-1311（代表） 内線 1351～1354